静岡文化芸術立大学における施設の有効活用に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、公大学法人静岡文化芸術大学(以下「本法人」という。)が使用する全ての施設等が本法人の貴重な資源であるという全構成員の認識のもと、教育研究の変化等に応じた施設等使用の再編及び共同利用スペースの確保のために必要な事項を定め、全学的視点から施設等の有効活用を推進し、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 部局　各学部、各大学院研究科、文化・芸術研究センター、図書館・情報センター、国際交流センター、地域連携センター、キャリアセンター、入学試験・高校大学連携センター及び事務局をいう。

(2) 施設等　建物、建物附属設備、構築物、工作物及び土地をいう。

(3) スペース　特定の者の専用又は共同の用に供するものとして建物に設けられた研究室、講義室、会議室等の区域をいう。

(4) 全学管理スペース　本学のスペースのうち、次号に規定する部局管理スペース以外のスペースをいう。

(5) 部局管理スペース　各部局が管理する施設等に設けられたスペースのうち、次号に規定する全学共同利用スペース以外のものをいう。

(6) 全学共同利用スペース　施設等の有効活用の観点から、全学で使用することを前提として、部局等の枠を超えて、全学的観点から流動的に活用するスペースをいう。

(7) 部局共同利用スペース　各部局が運用を行う各部局内の共用スペースをいう。

(8) 施設整備等　施設の新築、増築、改築及び大規模改修をいう。

(9) 施設等使用の再編　教育研究をより円滑に行うために、全学的見地に立った施設等の使用用途、配置及び管理運営方法の見直し等を通じて、施設等の利用改善を図ることをいう。

（担当理事及び部局長の責務）

第３条　理事（総務担当）は、全学的な視点による施設等の有効活用に関する業務を統括し、必要に応じて部局が管理する施設等の有効活用に関して助言等を行うものとする。

２　部局の長(以下「部局長」という。)は、当該部局が管理する施設等を良好な状態で維持するとともに、定期的に施設等の利用の見直しを行うものとする。

（委員会の設置）

第４条 施設等の有効活用を推進するため、静岡文化芸術大学施設利活用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２ 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（スペースの利用区分等）

第５条　理事（総務担当）は、本学の施設の利用方針を定め、その利活用を統括する。

２　全学管理スペース及び部局管理スペースの利用区分は、理事長が決定する。

３　全学管理スペースの使途は、理事（総務担当）が決定する。

４　部局管理スペースの使途は、当該スペースが設けられた施設等を管理する部局の長(以下「管理部局長」という。)が決定する。

５　全学共同利用スペースの使途、範囲、面積等については、委員会が決定する。

６　部局共同利用スペースは、各部局長が決定する。

７　使用者の定まらないスペースは、全学的な共有スペースとして委員会が管理する。
８　従来の用途を停止又は廃止した全学共同利用スペースは、委員会が管理する。

（施設等の点検・評価）
第６条 委員会は、施設等の適正な使用及び有効活用を推進し、使用実態に係る問題点を把握するために施設等の使用状況に関する点検・評価（以下、「点検・評価」という。）を実施する。
２　委員会は、原則として５年ごとに、点検・評価を実施するものとする。ただし、法人経営担当理事が必要と判断した場合は、委員会に点検・評価を実施させることができる。

（提言）
第７条　委員会は、前条の点検結果に基づき、施設等使用の改善が必要であると判断した場合は、改善等に関する事項を付して、理事（総務担当）に提言するものとする。

（指示）
第８条　理事（総務担当）は、前条の調査及び前項による提言を基に、施設等使用の改善が必要であると判断した場合は、関係部局長に施設等使用の是正を指示することができる。

（報告）
第９条　前条の規定に基づく指示を受けた関係部局長は、理事（総務担当）に対し速やかに改善方法について報告しなければならない。

（施設等使用の再編）
第 10 条　理事（総務担当）は、第６条の点検の結果又は第７条の是正の指示に従わない若しくは前条の改善方法が十分でない等の理由により、施設等使用の再編の必要を認めた場合は、関係部局等に事情聴取を行った上で施設等使用の再編方針を作成するものとする。
２　理事（総務担当）は、前項の施設使用の再編方針に基づき、関係部局に施設等使用の再編を指示することができる。
３　前項の指示を受けた関係部局は、速やかに施設等使用の再編の実施に努めなければならない。

（全学共同利用スペースの確保）
第 11 条　委員会は、第６条に規定する点検の結果、既存施設の一部が全学共同利用スペースとして活用できるものと認めた場合は、関係部局等に事情聴取を行った上で、全学的な狭隘状況や教育研究の動向等を総合的に勘案した活用方針を作成し、理事（総務担当）に提言するものとする。
２　前項の提言を受けた理事（総務担当）は、全学共同利用スペースとしての活用方針を策定し実施するものとする。
３　共同利用スペースの面積は、第６条に規定する点検の結果及び前条第１項により作成された施設等使用の再編方針に基づき、委員会が関係する部局と協議して定める。

（施設整備等による全学共同利用スペースの確保）
第 12 条　委員会は、次の各号に掲げるところに従い、全ての施設等を対象として全学共同利用スペースを確保するものとする。
(1) 新築又は増築（以下「新築等」という。）において確保する全学共同利用スペースの面積は、原則として当該新築等面積の 20%に相当する面積を目途とする。ただし、全体面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。

(2) 大規模改修において確保する全学共同利用スペースの面積は、委員会が当該改修事業の内容を勘案の上、改修施設等を管理する部局と協議して定める。
(3) 新築等により、従来の活用スペースの移転に伴い生じた移転跡スペースは、原則として全学共同利用スペースに充てる。

(全学共同利用スペースの利用目的)
第13条　全学共同利用スペースの利用目的は、次に掲げるものとする。
(1) 教職員及び学生の交流に供する部屋(ラウンジ等)
(2) 主に学生が自由に利用可能な、教育・研究の向上に資する部屋(多目的室、学習ラウンジ、資料室等)
(3) 全学の利用に供する機器、設備等の設置場所としての利用
(4) 全学の利用に供する資料、図書等の保存場所としての利用
(5) 大学部局(学部)の組織の枠を越えて使用可能な教育又は研究に供する部屋(教室、演習室、オープンラボ等)

(全学共同利用スペースの貸与)
第14条　全学共同利用スペースは、次に掲げる目的のために利用を希望する者に対し、原則として期間を定めて、貸与できるものとする。
(1) 新たに設置された組織等のための利用
(2) 特定の研究プロジェクト等のための機動的な利用
(3) 工事期間中の待避場所としての暫定的な利用
(4) その他委員会が必要と認めた目的のための利用

(全学共同利用スペースの利用者の決定等)
第15条　前条の規定による全学共同利用スペースの利用者(以下「利用者」という。)は、原則として公募により、委員会が決定する。
２　利用者は、当該全学共同利用スペースが所在する施設の使用責任者の管理のもと、善良なる管理者の注意をもって当該全学共同利用スペースを利用するものとする。
３　利用者は、全学共同利用スペースの利用に当たっては、理事（総務担当）が別に定めるところにより、必要な経費を負担するものとする。

(部局共同利用スペース)
第16条　部局長は、施設整備等又は施設利用の見直しを行う場合は、部局共同利用スペースの確保に努めるものとする。
２　部局長は、部局共同利用スペースの利用状況等について、定期的に委員会に報告するものとする。
３　前２項のほか、部局共同利用スペースについて必要な事項は、各部局において定める。

(施設整備等の計画策定)
第17条　教育研究活動等に求められる施設整備等の方針について、全学的及び計画的な視点に立った施設運営や魅力あるキャンパス環境を実現するため、法人の施設整備等に関しては、あらかじめ基本的な計画及び方策を講じるものとする。

(雑則)
第18条　この規程に定めるもののほか、施設の有効活用に関し必要な事項は、理事（総務担当）が別に定める。

附 則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。